

社会福祉法人いぶき福社会 役員の報酬等に関する細則

（目的）

第1条 この細則は、定款第21条に基づき理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関する事項を定める。

（報酬の支給要件）

第2条 報酬は、法人の会議に出席又は法人業務を行う役員に対して支給することができる。

（報酬の額）

第3条 報酬の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事長は、月額10万円（ただし、源泉徴収税額控除後の額）とする。
- (2) 理事長以外の役員は、1日あたり1万円（ただし、源泉徴収税額控除後の額）とする。

（報酬の支給）

第4条 報酬は、次の各号のとおり現金で支給する。

- (1) 理事長には、出勤した月の翌月5日までに支給する。
- (2) 理事長以外の役員には、日単位で出勤した日に支給する。

（改廃）

第5条 この細則の改廃は、評議員会が決議する。

附則

この細則は平成29年4月1日から施行する。（社会福祉法の改正に伴う改正）

附則

この細則は令和2年4月1日から施行する。（役員全員に報酬を支給するための改正）

附則

この細則は令和5年4月1日から施行する。（役員の報酬額を変更するための改正）